

**平成28年度特別会計予算総則第20条第1項の
規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費
増額調書**

第 195 回 国 会 (特別会) 提 出

目 録

	ページ
平成 28 年度特別会計予算総則第 20 条 第 1 項の規定による経費増額総調書	1
平成 28 年度特別会計予算総則第 20 条 第 1 項の規定による各省各庁所管経費 増額調書	5
内閣府、総務省及び 財務省所管	7
交付税及び譲与税配 付金	7

**平成28年度特別会計予算総則第20条第1項の規定
による経費増額総調書**

平成 28 年度特別会計予算総則第 20 条第 1 項の規定による経費増額総調書

第 195 回 国 会 提 出 分			
期	間	経 費 増 額 総 額 (千円)	
自 平 成 29 年 2 月 24 日		17,429,652	
至 平 成 29 年 3 月 28 日			
所管別、特別会計別、事項別経費増額内訳			
所 管	特 別 会 計	経 費 増 額 内 訳	
		事 項	金 額 (千円)
内閣府、総務省及び 財務省	交付税及び譲与税配付金	地方譲与税譲与金に必要な経費の増額	11,906,978
		地方譲与税譲与金に必要な経費の増額	5,522,674
		計	17,429,652

上記増額に係る特別会計の項は、各省各庁所管経費増額調書に記載したとおりであり、参考のため調書には目までを記載している。

**平成28年度特別会計予算総則第20条第1項の規定
による各省各庁所管経費増額調書**

平成 28 年度特別会計予算総則第 20 条第 1 項の規定による各省各庁所管経費増額調書

所 管	特 別 会 計	事 項	項 目	増加額 (千円)	説 明	増 額 決 定
内閣府、総務省及び財務省	90010 交付税及び譲与税配付金	地方譲与税譲与金に必要な経費の増額	04 地方譲与税譲与金		平成 28 年度における地方法人特別税の収入金額が予算額に比して増加するため、地方法人特別譲与税譲与金を増額	平成 29 年 2 月 24 日 閣 議 決 定
			33021-305-16 地方法人特別譲与税譲与金	11,906,978		
			04 地方譲与税譲与金	5,522,674		
		33021-305-16 地方揮発油譲与税譲与金	3,235,818			
		33021-305-16 自動車重量譲与税譲与金	2,286,856			
計			17,429,652			